施策の柱	主な取組み	現状	課題
2 R (リデュース、リユ	●2Rを意識した3Rの普及啓発		
2R(リデュース、リュース)の推進	 ●2Rを意識した3Rの普及啓発 ・2Rを意識した3Rの普及啓発 県広報誌、ラジオ、テレビ、ホームページでの広報を通じた普及啓発を推進している。 小学校などへ県職員を派遣し、2Rを意識した3Rについて出前授業を実施しているほか、市町とも連携してイベントなどの場で啓発資材である小冊子及びリーフレットを配布している。 	少しているものの、計画どおりには進捗していない。また、リサイクル率は基準年(H25 年度)よりも低下している。 ・産業廃棄物については、基準年(H25 年度)に比べて総排出量が減少し、リサイクル率も上昇している。また、最終処分量はすでに目標を達成している。 ・県政世論調査によると、リサイクルや不法投棄に対する意識は高いが、ごみの排出抑制や再利用に対する意識が相対的に低いという結果になっている。 ・国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画(H30.6)においては、これまでの循環型社会の形成に向けた取組みを引き続き中核としつつ、環	
	・世代に応じた環境教育・学習の場の確保 3 Rをテーマとした環境学習教材を制作し、県内の全小中学校へ配布した。 小中学校などへ県職員や民間団体等を派遣し、出前授業を実施しているほか、市町と連携し、生涯学習講座の機会を活用して、環境学習を実施するなど幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の推進に努めている。 また自主的な環境学習の実施に役立つよう、講師を紹介する冊子を	境・経済・社会的側面を統合的に向上させることが掲げられている。 ・30年度は、学校において3Rや食品ロス、海ごみ等をテーマとした出前授業を13回実施したほか、市町の生涯学習においても、紙のリサイクル工作やダンボールコンポストづくりの講座を開催した。 ・県政世論調査によると、「環境教育・環境学習機会の提供」の項目は、「とても満足・まあ満足」が20%以下、将来の重要度は「とても重要・まあ重要」が60%以上となっている。	■引き続き、様々な場所で幅広い世代に対して、環境学習の機会を提供していく必要がある。
	作成し、県内の学校や公民館等に配布している。 ・地域でのクリーン作戦への支援 河川流域の地域全体で、行政・住民が一体となって水環境を保全・ 創出するための活動に取り組む「香の川創生事業」や県が管理する 国道や県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する 「香川さわやかロード事業」などを実施している。 エアポートクリーン作戦等の各地で実施されている一斉清掃の実行 委員会に実行委員として参画している。	・「香の川創生事業」は、現在、綾川(H16~)、金倉川(H17~)、 与田川(H18~)、大東川(H19~)、桜川(H20~)の5流域で実施しており、流域の一斉清掃等により水環境づくりが進められている。 ・海ごみ発生抑制事業として、10月第4日曜から15日間を県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」実施期間と定め、県内の内陸部を含む全域で一斉清掃を実施している。 ・県内で海ごみに関する清掃活動やイベントを実施できるリーダーの育成講座や、子供向けの海ごみ講座等を実施している。 ・香川さわやかロード事業については、R元年11月末現在で、146団体(約9,000人、延長約151km)を認定している。	
	・民間団体との連携 3 Rをテーマに民間団体や事業者と連携して幅広い場において出前 講座やイベントを実施している。 県内各地で香川県消費者団体連絡協議会加盟団体による買い物袋持 参運動を年に数回実施し、大型小売店でレジ袋持参の声掛けやチラ シの配布、アンケート調査を行っている。	 ・買い物袋持参運動の啓発効果を検証するため、年に1回、事業者の協力により買い物袋持参率を調査している。 買い物袋持参率の調査結果 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 26.4% 36.6% 39.5% 33.5% 16.9% 29.9% 29.4% 	

施策の柱	主な取組み	現状					課題	
	●リデュースに向けた取組みの推進							
	・環境にやさしい消費行動の推進							
	市町等の協力を得て、一般消費者や消費者団体等を対象に、年に数	• 講座開作	崔実績(H30 年度))				
	回、県内各地でエシカル消費や食品ロス削減等をテーマとした「く	エシ	カル消費:2回					
	らしのセミナー」を開催している。	食品	コス削減:9回					
	・食品廃棄物の削減							
	家庭での食品ロスを減らす生活習慣を環境・身体・家計にかしこい	国内で	発生した食品ロス	は 643 万トン (I	H28 年度)	と推計されてい	■食品ロスの認知度は徐々に高まっているが、引き続き普及啓発に努	
	『スマート・フードライフ』と名付け、啓発資材や推進キャラクター「たるる」	るものの	の、都道府県別・	市町村別の発生量	量は不明で <i>る</i>	ある。	めることにより、県民全体の機運醸成を図る必要がある。	
	を活用し、セミナーや出前イベント等での普及啓発に取り組んでい	•H31年2	月の県政モニター	ーアンケートでは	「スマート・)	フート゛ライフ」、「た	■食品ロス削減の取組みを総合的に推進するため、市町、消費者、事	
	る。	るる」、	「30・10運	動」について「タ	つている.	と回答した割	業者等の多様な主体と連携して取り組む必要がある。	
	また、宴会での食べ残しを減らす「30・10(さんまる・いちま	合は、	それぞれ 10.9%、6	6.9%、22.2%にと	どまってい	る。	■県内の食品ロス発生状況に関する現状と課題を把握し、地域の特性	
	る)運動」の普及啓発にも取り組んでいる。	・R元年	10 月に食品ロス肖	削減推進法が施行	され、地方	公共団体は、地	に応じた実効性ある食品ロス削減推進計画を策定する必要がある。	
		域の特性	生に応じた施策を	策定し、実施する	る責務を有っ	するとともに、		
		食品ロン	ス削減推進計画を	策定するよう努る	めることと	されている。		
		• 「一般」	廃棄物処理事業実	態調査」におい	て、焼却処々	分されている一		
		般廃棄物	勿の組成(湿重量)を見ると、食品	品廃棄物等の	のちゅう芥類の		
		占める評	割合は 29%で、細	そ・布類(35%)	こ次いで大	きな割合を占め		
		ている。						
	・生産、流通段階でのリデュースの促進							
	多量の産業廃棄物を排出する(1,000t/年以上、特別管理産業廃棄物	・多量排出事業場数は近年減少傾向にある。また、県内の産業廃棄物				内の産業廃棄物	■産業廃棄物の排出量は景気動向に左右される面が大きいが、引き続	
	は 50t/年以上) 事業場を設置している事業者に対し、産業廃棄物処	発生量で	も僅かではあるが	減少傾向にある。			き、排出事業者に対する減量化の助言・指導や、建設工事での分別	
	理計画書と実施状況報告書を提出させ、排出抑制を指導している。						解体と再資源化を促進し、減量化を図る必要がある。	
	また、これらの書類はホームページにて公表している。	多量排出	出事業場数		産業廃	棄物排出量		
	公共工事においては、計画段階から廃棄物の排出抑制に配慮し、発	処理計画書	普通	特管	実績	排出量		
	生の少ない工法や資材を採用して減量化を図っている。	提出年度	(1,000t 以上)	(50t 以上)	年度	(万 t)		
	・市町におけるリデュースの促進	H28	129	24	H27	244. 7		
	市町がリデュースに主体的に取り込むことができるよう、市町ごと	H29	133	24	H28	244. 3	■他県の先進的な廃棄物減量化施策についての情報収集と市町への情	
	に取組目標・項目を設定するとともに、具体的な取組みが進むよう	Н30	128	26	H29	244. 2	報提供、県内市町での取組状況に関する情報交換等により市町を支	
	支援している。	H31	120	26			援する必要がある。	
	・多量排出事業者への啓発						■引き続き、啓発冊子を用いて環境キャラバン隊事業による学校での	
	多量の産業廃棄物を排出する(1,000t/年以上、特別管理産業廃棄物	・プラス?	チックの資源循環	を総合的に推進っ	するため、〕	R元年5月に国	授業などにより2尺の重要性について普及啓発していく必要があ	
	は 50t/年以上) 事業場を設置している事業者に対し、産業廃棄物処		ラスチック資源循				る。	
	理計画書と実施状況報告書を提出させ、排出抑制を指導している。	TA TO TO TO A PARTICULAR OF THE STATE OF THE					■廃プラスチック輸出規制や海洋プラスチック問題、国の「プラスチ	
	また、これらの書類はホームページにて公表している。【再掲】						ック資源循環戦略」策定等を背景として、プラスチックごみの排出	
							抑制と適正処理を推進していく必要がある。	
	●リユースに向けた取組みの推進							
	・リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等	• 県政世記	論調査によると、	リサイクルや不済	去投棄に対	する意識は高い	■リユースの一層の推進のためには、県民、事業者、NPO等の団体、	
	・リユース市場の普及啓発	が、ご	みの排出抑制や再	利用に対する意	畿が相対的に	こ低いという結	行政が相互の連携と適切な役割分担により、できることから着実に	
	啓発資材である小冊子「ごみゼロ・じゅんかん・ぐるぐるBOOK」	果になっ	っている。【再掲]			進めていく必要がある。	

施策の柱	主な取組み	現状	課題
	を用いて、環境キャラバン隊事業による学校での「ごみ処理と3R」		■ワンウェイ容器からリターナブル容器に変更するためには、容器の
	の授業などにより、2Rの重要性について普及啓発を行っている。		回収率を上げる必要があるため、デポジット制度の導入など拡大生
			産者責任に基づく廃棄物回収システムの構築を国に提案・要望して
			いく必要がある。
リサイクルの推進	●市町におけるリサイクルの促進		
	・市町におけるリサイクルの促進		
	市町担当者会において、リサイクルに関する国の施策の動向や先進	・一般廃棄物のリサイクル率は基準年(H25 年度)よりも下がってお	■県内外において、リサイクルの取組みが進んでいる自治体の情報を
	事例などの情報提供を行っている。	り、全国平均よりも低くなっている。	収集し、担当者会などを通じて市町に提供するなど市町の取組みを
	H29.4~H31.3にかけ、東京オリンピック・パラリンピックの入賞メ	・リサイクル率は市町によって大きな差がある(H29:最大 62.2% (三	支援する必要がある。
	ダルを小型家電リサイクル由来の貴金属を用いて作成する「都市鉱	豊市)、最小:8.1%(小豆島町))。	■一般廃棄物のリサイクル率が低い市町のリサイクル率を底上げする
	山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に県と全市町が参加	・三豊市は H29 年度から民間施設「バイオマス資源化センターみとよ」	必要がある。
	し、クリーン作戦や環境イベントの際に各家庭で不要になった小型	が本格稼働し、トンネルコンポスト方式によって可燃ごみが固形燃	■現在、焼却・埋立している廃棄物についても、民間施設を活用する
	家電を持ってきていただくようPRし、会場で回収するなど、市町	料の原料等に資源化されているため、リサイクル率が高くなってい	など、資源化に向けた取組みの検討を市町に働きかける必要がある。
	と連携して取り組んだ。	る。	
		・「一般廃棄物処理事業実態調査」において、焼却処分されている一	
		般廃棄物の組成(湿重量)を見ると、紙・布類(35%)やちゅう芥	
		類(29%)の割合が大きく、全体の 64%を占めている。	
	・紙ごみ等資源ごみのリサイクルの徹底		
	H29 年度に高松市と合同で紙ごみリサイクル促進モデル事業を実施	・市町の焼却施設に搬入されるごみのうち、最も割合が多いのは紙・	■一般廃棄物の多くを占める紙・布類(35%)、ちゅう芥類(29%)
	し、事業系紙ごみのリサイクルに関する新たな取組みを検討した。	布類(35%)である。	については、重点的に排出量の削減とリサイクルに取り組む必要が
	市町がリサイクルに主体的に取り組むことができるよう、市町ごと	・モデル事業では、オフィスの紙ごみが相当程度発生していること及	ある。
	に取組目標・項目を設定するとともに、具体的な取組みが進むよう	びその半分程度はリサイクル可能なものにもかかわらず焼却処理さ	■中心市街地では各ビルにおける紙ごみ集積場所の確保が難しい。
	支援を行っている。	れている実態が明らかとなった。一方で、オフィスの紙ごみの中に	■紙ごみについても、排出事業者への3Rの啓発等により、排出量の
		は機密文書のようにリサイクルが難しいものがあること、中心市街	削減及びリサイクルに向けた取組みを促進する必要がある。
		地では紙ごみの集積場所の確保が困難であることも明らかとなっ	
		た。	
	●各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充		
	・拡大生産者責任の徹底		
	持続可能な循環型社会形成のためには、生産者が使用後のこと考慮	・家電リサイクル法におけるリサイクル料金の前払い制度の導入や対	■デポジット制度は、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、飲料容
	した製品づくりを行うことや、回収・処理に積極的に関与する拡大	象品目の拡大、廃棄物の発生抑制やリサイクル推進の観点から生産	器等の散乱防止対策として有効であり、その効果的な実施には全国
	生産者責任の考え方に基づく廃棄物処理システムを構築していくこ	者による回収システム及びデポジット制度の導入について、国へ継	一律の制度導入が必要であるため、拡大生産者責任に基づく生産者
	とが重要と考え、国に提案・要望を行っている。	続して重点要望を行っている。	による廃棄物回収システムの構築について、引き続きデポジット制
	・容器包装リサイクルの推進		度の導入を含め、国に提案・要望する必要がある。
	容器包装リサイクル法での処理ルートではなく、独自処理を行って	・容器包装リサイクルについては、H30 年 3 月現在、すべての市町が	■容器包装廃棄物の収集運搬等に要する市町の費用負担が大きいこと
	いる市町へは、確実なリサイクル等の確認及び住民への情報提供が	対象品目 10 品目のうち 8 品目以上の分別収集を実施している。	から、メーカーなどとの費用負担の公平化を図るよう、容器包装リ
	行われるよう働きかけている。	・R元年12月、容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、R元年	サイクル法の見直しを引き続き国に提案・要望する必要がある。
	・家電リサイクルの推進	7月からプラスチック製買物袋が有料化されることとなった。	■プラスチック製買物袋の有料化に適切に対応する必要がある。
	家電リサイクル法に基づく廃家電の処理が適正に行われるよう、広		■廃家電の不法投棄や不適正処理を防止するため、リサイクル料金前
	報誌等による広報を実施している。	・廃家電の不法投棄は 308 台(H29 年度)。	払い制度の導入などを引き続き国に提案・要望する必要がある。

施策の柱	主な取組み		現状		課題
	リサイクル料金の前払い制度の導入を国に提案・要望している。 ・建設リサイクルの推進				■不用品回収業者については、市町とも協力し、業者の実態を把握するとともに必要に応じて指導を行う必要がある。
	H14 年に全面施行された建設リサイクル法に基づき、建設工事における分別解体等の実施及び再資源化が適切に実施されているか、年	・建設リサイクル法の施行に れき類のリサイクル率が向	より、建設工事から発生する 上し、最終処分量が減少した		■更なるリサイクル率の向上のためには、分別解体の徹底が重要であることから、引き続き、解体工事業者に対し適切な分別解体の実施
	2回、土木部局、環境部局及び労働基準監督署と合同でパトロール		H13 年度 H	29 年度	について指導を行う必要がある。
	を実施している。	リサイクル率 (木くず)	約46% 約	587%	■石綿(アスベスト)やフロン類使用機器の有無に関する事前調査が
		最終処分量(木くず)	約6千トン 約	3千トン	不十分なまま工事を行うことにより、石綿やフロン類の環境中への
		リサイクル率(がれき類)	約83% 約	9 4 %	飛散のほか、がれき類等への石綿の混入による適切なリサイクルの
		最終処分量(がれき類)	約14万トン 約	6万トン	阻害が懸念されることから、引き続き、これら有害物質の使用状況の事故課本、八別解状策の徴度について投資を行る以西がある。
	・食品リサイクルの推進				の事前調査、分別解体等の徹底について指導を行う必要がある。
	食品リサイクル法に基づく国のリサイクル業者の登録再生利用業者	食品リサイクル法に基づく	登録再生利用業者として、県	県内では3事	■食品廃棄物の再生利用の促進を図るため、引き続き、県ホームペー
	制度等を県ホームページで周知している。	業者(4事業場)が登録さ	れている。		ジによる普及啓発に努める必要がある。
	また、フードバンク団体に対し国庫補助金の窓口として関連情報を	・フードバンク活動を行って	いる団体として、県内ではN	NPO法人2	■引き続き、フードバンク団体の把握に努めるとともに、フードバン
	提供している。	団体を把握している。			ク活動に係る国庫補助金等関連情報を適切に提供する必要がある。
		・R元年 10 月に施行された	食品ロス削減推進法では、均	地方公共団体	■食品ロス削減推進法の施行を受け、フードバンク活動が円滑に行わ
			滑に行われるよう必要な施第	兼を講ずるこ	れるよう庁内関係部局が連携して取り組む必要がある。
	ウ料本リサイクルの状状	ととされている。			
	・自動車リサイクルの推進 使用済み自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)に	Let Line in the N			■放置自動車の一層の削減を図るため、使用済み自動車が適正なルー
	基づき、引取業者やフロン類回収業者の登録手続、また解体業者や	自動車リサイクル法	事業者数(H30 年度末時点	()	■
	破砕業者の許可手続を厳格に行うとともに、定期的な立入調査を実	引取業者(登録)	1 6 3		ある。
	施し指導・監視を行っている。	フロン類回収業者(登録) 解体業者(許可)	7 3		
	また、香川県放置自動車の処理に関する条例に基づき、県の所有地・	破砕業者(許可)	1 4		
	管理地、自然公園法の特別地域に自動車が放置されている場合、迅	・条例による処理手続きに沿			
	速に処理している。		青報の照会を行った。(R元.		
	市町からの依頼に応じて廃物認定委員会を開催するなど、市町にお	所有者等が撤去したもの	T	1 2 2	
	いて放置自動車処理事務が円滑に行われるよう必要な支援を行って	県が処分したもの(廃物認	定委員会意見聴取)	2 2	
	いる。	県が処分したもの(廃物認	定委員会意見聴取外)	1	
		県が処分したもの(6ヶ月	公示)	2 2	
		その他(撤去要請などの対	· 応中)	7 0	
		計	2	237台	
	・家畜排せつ物等のリサイクルの推進	and the Company of th		//s = = 1 - = 3/1	
	関係機関で構成される地域畜産経営環境保全推進指導協議会によ	・H11 年に「家畜排せつ物のはなたされて以降。本			■家畜排せつ物の適正な処理を畜産農家に指導するとともに、堆肥の
	り、家畜排せつ物の適正処理を指導するとともに、堆肥供給者一覧		産農家における家畜排せつ物 」て農業分野において利活用		需要者ニーズに応じた生産・供給及び情報発信が必要である。
	を作成し、堆肥需要の拡大を図る情報発信を行っている。	概ね適正に処理されている。		これいくわり、	
	・小型家電リサイクルの推進(レアメタルリサイクル)	がなる値上(一人で)土 こなり () ()	0		
	H29.4~H31.3にかけ、東京オリンピック・パラリンピックの入賞メ	・H25.10 から、県内市町全域	で使用済小型家電の回収を行	行っている。	■プロジェクト終了後も小型家電リサイクルの周知を行い、引き続き、

施策の柱	主な取組み	現状	課題
	ダルを小型家電リサイクル由来の貴金属を用いて作成する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に県と全市町が参加し、クリーン作戦や環境イベントの際に各家庭で不要になった小型家電を持ってきていただくようPRし、会場で回収するなど、市町と連携して取り組んだ。【再掲】 ・多様な回収ルートの確保		認知度を向上させる必要がある。
	集団回収やイベント回収の促進を図っている。	・民間による店頭回収なども資源回収の受け皿になっている。また、 ペットボトルの民間回収分は、市町回収分と同様に品質が高い。	■従来の市町での回収ルートに加え、民間での資源回収等、多様なルートの普及・促進を図り、質の高い資源回収に取り組む必要がある。
	●循環産業の育成		
	・研究開発等への支援		
	環境産業を含む「エネルギー関連分野」の関連産業を育成するとともに、技術開発の支援に取り組んだ。	・個別の事業者からの相談等に対応している。	■引き続き技術開発支援や企業誘致を行う必要がある。
	・リサイクル施設の整備促進 広域的なリサイクル体制構築のため、県外企業の立地が期待される リサイクル関連の施設については、企業誘致の対象として用地情報 の提供や各種行政手続などをワンストップサービスで支援し、整備 を促進している。 ・エコタウン事業の推進		■引き続き、環境産業育成のための効果的な取組みについて検討する 必要がある。
	直島町において、環境産業の創出による地域の活性化を目指し、循環型社会のモデル事業として推進している。	・直島町において、住民、事業者、行政が一体となり、リサイクルの 推進、環境教育・環境学習のフィールドづくり、エコタウン施設の 見学者の受入、情報発信などに取り組んでいる。	
	・リサイクル市場の普及啓発		
	市町担当者会において、リサイクルに関する国の施策の動向や先進 事例などの情報提供を行っている。【再掲】 ・優良産廃処理業者の育成	・市町によって資源回収品目の拡充、リサイクル展の開催、広報活動 によるリサイクルの普及啓発など様々な取組が行われている。	■引き続き、啓発冊子を用いて環境キャラバン隊事業による学校での 授業などにより2R、3Rの重要性について普及啓発していく必要 がある。
	「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき適切に認定 審査を行うとともに、事業者に対する説明会やホームページでの認 定制度や認定業者の周知を行うことで、優良な処理業者を育成して いる。	・優良産廃処理業者 115 事業者 (R元. 9. 30 現在)	
	●リサイクル製品の利用促進		
	・リサイクル製品等の認定と利用促進 リサイクル製品の普及や環境配慮行動の促進のため、リサイクル製 品や環境配慮モデル事業所の認定を行うとともに、認定製品の使用 が促進されるようPRに努めている。	・環境配慮モデル認定状況(H30 年度末時点) リサイクル製品認定数 48 製品 モデル事業所認定数 19 事業所	■リサイクル製品の活用や環境に配慮した企業の取組みが促進されるよう、製品のPR等を一層推進する必要がある。
	・グリーン購入の促進 毎年「グリーン購入推進ガイドライン」を見直し、県が物品調達や 契約を行う際に、環境負荷の少ないものを調達するよう努めている。 ・再生資源の利用促進	・H30 年度グリーン購入実績(主なもの) 紙類 95. 2%、納入印刷物 90. 8%、文房具 100%	■引き続き、グリーン購入の推進などを通じてリユース製品、リサイクル製品等、環境の負荷が少ない物品の優先的な調達に努める必要がある。
	公共事業では、再生砕石や再生加熱アスファルト混合物の使用を徹	・H30 年度土木部発注工事再生資材利用状況	

施策の柱	主な取組み	現状				課題	
	底するとともに、豊島溶解スラグについても使用を継続する。	再生	再生砕石が 77.0%				
		再生	E加熱アスファルトが 82.1%(小豆島	島を除くと、90). 3%)		
廃棄物の適正処理の推	●廃棄物処理施設の確保と維持管理						
進	・廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保						
	廃棄物処理施設の重要性を発信し、施設に対する県民理解の向上を	• 廃勇	E 物処理施設は、必要不可欠な重要施	正設であるが、	「迷惑施設」	■静脈産業の基幹施設である廃棄物処理施設は必要不可欠な重要施設	
	図っている。	と쿨	きえ、その設置に反対されることも珍	とくない。		であることから、廃棄物処理施設に対する県民の理解を確保する必	
	・一般廃棄物処理施設の確保と維持管理	・市田	「設置一般廃棄物処理施設整備状況	(R元.現在)		要がある。	
	市町に対し、適切な施設整備を行えるよう環境省の交付金活用等含	焼去	『施設:8 施設			■住民の安心・安全や廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の	
	め、支援を行った。	最終	冬処分場:11 施設(うち1施設は災害	 手用)		焼却施設や最終処分場の維持管理の状況についてホームページ等を	
	(H28~R元:2町が新たな処理施設(し尿処理施設:1施設、最終処	し原	そ処理施設・汚泥再生処理センター:	9 施設		利用した見える化を徹底する必要がある。	
	分場:2施設)の整備に着手)	再資	f源化施設:12 施設			■廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理施設の整備を促進	
	H28 年度から市町等の所管施設に対して、毎年の自主検査の実施を	延台	合化のため改良工事を計画している施	西設:1施設		する必要がある。	
	依頼した。また、県による立入指導を原則3年に1回行っている。	• 最終	・処分場の残余年数 (H29 年度末現在)	は、一般廃棄	物は約 16 年、		
	・産業廃棄物処理施設の確保と維持管理	産美	έ廃棄物が約12年となっている。				
	産業廃棄物処理施設を設置しようとする民間事業者に対し、周辺環	・県内	7の処理事業者数は下記のとおり			■廃棄物処理施設の不適正な維持管理により周辺の生活環境に支障が	
	境に配慮した適正な施設整備が行われるよう、施設設置後は適正に		一般廃棄物 273 事業者 (H31.	4. 1)		生じないよう、引き続き事業者を指導する必要がある。	
	維持管理がなされるよう指導助言を行っている。		産業廃棄物 1,833 事業者 (H30 4	年度末)			
	また、公共関与による最終処分場の整備として、公益財団法人香川	• 産業	É廃棄物処理施設の設置状況(H29年	度末現在)はヿ	下表のとおり。		
	県環境保全公社に安定型最終処分場の管理・運営を委託している。	施設	の種類	施設数			
	・廃止した廃棄物処理施設の適正管理	中	汚泥の脱水施設	35		■市町の財政事情等により解体が進まない一般廃棄物処理施設につい	
	廃止した廃棄物処理施設の解体や埋め立てが終了した最終処分場の	間処	汚泥の乾燥施設	1		ては、解体までの間、適正な管理を促す必要がある。	
	維持管理等、設置者に対し適切に指導・監督を行っている。	理	廃油の油水分離施設	1		■現在、施設更新等を伴わない解体のみの場合には、補助金を受けら	
			廃酸・廃アルカリの中和施設	1		れないことから、解体だけでも財政的支援を受けられるよう、引き	
			廃プラスチック類の破砕施設	20		続き国に提案・要望する必要がある。	
			廃プラスチック類の焼却施設	3			
			汚泥のコンクリート固形化施設	1			
			産業廃棄物の焼却施設	18			
			木くずの破砕施設	40			
			がれき類の破砕施設	59			
			小計	179			
		最	安定型最終処分場(埋立中)	11			
		終	管理型最終処分場(埋立中)	8			
		分	小計	19			
		合計		198			
		ЦН		100			
		・未角	解本の廃止した焼却施設(一般廃棄物	7) : 4 施設			

施策の柱	主な取組み		現状	課題
	●監視指導体制の拡充・強化			
	・排出事業者に対する監視指導			
	ホームページ等により排出者に対し、適正処理のための情報提供や	・「県政世論調査」によ	ると、『廃棄物の不法投棄対策』の項目	にお ■廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備促進と適切な
	必要に応じて立入検査を行っている。	いて、将来の重要度は	非常に高く、現在の取組み状況の満足度	は非 管理の確保や優良な廃棄物処理業者の育成を行うとともに、排出事業
	広聴広報課の県政出前講座を通して、希望のある排出事業者に対し、	常に低い状況になって	いる。	者や処理業者に対する監視指導を一層充実させる必要がある。
	職員が法令遵守等の講義を行っている。	• 優良産廃処理業者 11	5 事業者(R元. 9. 30 現在)【再掲】	■引き続き、処理施設の適切な維持管理を指導する必要がある。
	・処理業者、処理施設に対する監視指導	・毎年、2会場で県の許	可業者に対して、産業廃棄物に係る講習	会を
	処理業者、処理施設に対し、各種制度の適正な運用、産業廃棄物の	行っており、H30 年度	は、高松会場で 191 名、丸亀会場で 199	名が
	適正処理のため産業廃棄物指導監視機動班による指導監視、立入指	受講した。		
	導や講習会の開催の際に、マニュフェストの適正な運用の指導を行	・ 許可業者等に対する計	画的な立入検査を実施するとともに、通	報が
	っている。	あった場合には現場に	出向き調査指導を行っており、H30 年度	の指
	また、処理事業者及び多量排出事業者に対し電子マニュフェストの	導監視件数は 2,215 件	となっている。	
	周知、働きかけを行っている。			
	・市町における監視指導の強化			
	希望する市町の職員に対し産業廃棄物処理施設等への立入検査証の	・R元年度の立入検査証	交付状況:4市8町の42名に交付した。	
	交付を行った。			
	・県外産廃の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保	• 県外産業廃棄物循環事	業者数	
	県外産廃の搬入規制の堅持と適正な循環利用促進のため、循環事業	年度	循環事業者数	
	者及び県外の排出事業者に対し、事前協議を課し、書類審査及び循	H28	30	
	環事業場への立入検査を実施している。また、循環事業者に対し、	H29	30	
	循環的な利用の状況報告を定期的 (四半期ごと) に提出させている。	Н30	31	
	これらの内容はホームページに公表している。	H31 (12 月末時点)	34	
	・不適正処理への対応			
	不適正処理事案を認知した場合には、立入調査による口頭指導や指	・不適正処理による行政	処分	
	導票、改善指示書を交付し行政指導する他、悪質事業者等に対して	H29 年度 許可取消	2件	
	は行政処分を行っている。	H30 年度 許可取消	2件	
	●廃棄物の適正処理の推進			
	・市町における適正処理			
	廃棄物処理法に基づき市町が策定する一般廃棄物処理計画につい	• 現在、循環型社会形成	推進地域計画を策定しているのは3地域	(2 ■不用品回収業者によるトラブルや許可業者による行政区域を越えて
	て、環境省が策定したごみ処理基本計画策定指針に沿った形での計	市、2町、3一部事務	組合)	の一般廃棄物の移動などに対応するため、市町間の連携を強化する
	画が策定されるよう技術的助言を行っている。			必要がある。
	国の循環型社会形成推進交付金の交付を受けるために策定が義務付			
	けられている循環型社会形成推進地域計画を策定する際には、策定			
	市町や環境省と綿密な連絡・協議を行い、技術的助言を行っている。			
	・排出事業者及び処理業者の適正処理の徹底			
	解体現場工事に対して、毎年、春、秋に土木部とともに、立入調査	・R元年度立入実施件数		■解体業者による自社物と称する廃棄物の長期間放置事案にかかる早
	を実施し、廃棄物の分別、適正処理や発注者への再資源化の完了報	6月 解体工事現場	33 件	期事案解決に向けた行政指導と行政処分や事件化に向けた証拠の収
	告等が行われているかなどについて点検、指導を行うとともに、講	10月 解体工事現場	26件、新築工事現場6件	集を行う必要がある。
	習会等において、廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等の遵			■事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理性が図

施策の柱	主な取組み	現状	課題
	守、マニュフェスト制度の適正な運用などの周知を行った。		られ、他者による偽造など不適正処理の防止に効果のある電子マニ
			ュフェストの普及促進を図る必要がある。
	・大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築		
	県、市町、一部事務組合で構成する「香川県災害廃棄物対策連絡協	・H28 年 3 月に香川県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、H30 年	■今後、訓練で明らかになった課題を検証し、行動マニュアルがより
	議会」において、「災害廃棄物処理広域訓練」を実施している。	度末までに全市町が計画を策定した。	実行性の高いものとなるよう見直しを行いながら、継続して訓練を
	また、国や四国4県等で構成する「災害廃棄物対策四国ブロック協	・H31 年1月に香川県災害廃棄物処理行動マニュアルを作成するとと	実施するなど、大規模災害発生時の災害廃棄物の処理が適正かつ円
	議会」において、広域的な連携を想定した事業にも取り組んでいる。	もに、R元年7月までに全市町が行動マニュアルを作成した。	滑・迅速に行われるよう、各市町等と連携し、体制の強化に取り組
		・R元年度から災害廃棄物処理広域訓練を実施している。	む必要がある。
		·一般社団法人香川県産業廃棄物協会(H20)、公益社団法人香川県浄	■災害廃棄物には、感染性廃棄物、アスベスト廃棄物、PCB廃棄物
		化槽協会(H18)、一般社団法人香川県環境保全協会(H30)と災害	等、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を
		時の活動等に関する協定を結んでいる。	有する廃棄物が混入する可能性があり、これら廃棄物の適正な処理
	・優良産廃処理業者認定制度の周知		を図る必要がある。
	優良産廃処理業者や優良認定制度についてホームページで紹介す	・優良産廃処理業者 115 事業者(R元. 9. 30 現在)【再掲】	
	ることで、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすくなるよう努		
	めている。		
	・感染性廃棄物の適正処理		
	法令や感染性廃棄物処理マニュアルに沿った感染性廃棄物の適正な	・立入検査において確認・指導を継続している。	■引き続き、立入検査における確認・指導や実地指導等を継続し、医
	管理や処理が実施されているか、医療法に基づく立入検査において	・在宅での医療廃棄物は専用の医療廃棄物容器(バイオハザードマー	療廃棄物等の感染性廃棄物の適正処理に努める必要がある。
	確認・指導している。	クあり)に保管し、適正処理の確保に努めている。	
	基準や感染症マニュアルに沿って適切な感染性廃棄物の取扱い、処		
	理がされているか、訪問看護ステーションへの実地指導等により確		
	認している。		
	・アスベスト廃棄物の適正処理		
	立入検査や講習会等の機会を捉えて、解体工事等を行う建設業者に		
	対し適正な分別解体等の実施を、廃棄物処理業者に対し受入れや中		
	間処理工程におけるアスベスト含有廃棄物の混入防止の徹底を指導		
	している。		
	・PCB廃棄物の適正処理		
	PCB廃棄物を適正に処理するため、県内の保管事業者に対して定	・高濃度PCBを使用した安定器の保管及び使用の状況を把握するた	■安定器の処理完了期限がR3年3月末となっており、アンケート調
	期的に保管及び使用の状況確認を行うとともに、中間貯蔵・環境安	め、県内(高松市を除く)約 12,000 事業者を対象にアンケート調査	査等の結果をもとに処分指導を行い、速やかに処理が完了するよう
	全事業株式会社(JESCO)と連携して、期限内に処理ができる	を実施している。	努める必要がある。
	よう指導と支援を行っている。		
	・海岸漂着物等の適正処理		
	「香川県海岸漂着物対策等推進計画」に基づいて、関係機関と連携	・海岸漂着ごみは、各海岸管理者による回収・処理のほか、県では「第	■プラスチックごみが太陽の紫外線などで劣化し、5ミリ以下まで破
	して海域・陸域一体となった総合的な対策を進めている。	2次香川県海岸漂着物対策等推進計画」で 11 か所の最重点区域を	砕・細分化されたマイクロプラスチックは、回収・処理が困難であ
		定めており、積極的な回収・処理を進めている。	り、生態系への影響が懸念されているなど、近年、新たなごみ問題
		・漂流ごみは、高松港では県港湾課の海面清掃船「みずきⅡ」が、高	として取り上げられており、国も含めて早急な対応が求められてい
		松港以外では国交省の海面清掃船「美讃」が回収・処理を行ってい	る。
		る。	■海ごみは、プラスチック製包装容器や発泡スチロールをはじめとす

施策の柱	主な取組み	現状	課題
		・海底堆積ごみは、「香川県海ごみ対策推進協議会」の回収・処理シ	る生活ごみが大半を占めており、日常生活から出たごみが川などを
		ステム (※) などにより回収・処理を行っている。	通じて海へ流れ出たものが多いと考えられ、「回収・処理」だけで
		(※ 漁業者が操業中に底引き網漁などで網にかかった海底堆積ごみ	なく、海ごみの発生を抑える「発生抑制」の2つの取組みを両輪で
		をボランティアで陸まで持ち帰り、そのごみを沿岸市町や協議会が	実施する必要がある。
		運搬・処理し、その費用を、内陸を含む全市町と県が負担するもの。)	
	・農業生産資材廃棄物・漁業系廃棄物の適正処理		
	農業用使用済プラスチックなどについては、香川県野菜振興協議会	・農業用使用済プラスチックなどの回収・処理実態を把握するため、	■引き続き、農業生産資材廃棄物の減量化や適正処理について周知、
	を中心に、農業者に対して生産活動と一体となった廃棄物の減量化	各地区協議会の回収・処理状況を調査している。	啓発を行う必要がある。
	や適正処理の啓発活動を行うとともに、統一的な回収・処理システ	・各地区協議会が実施する回収日程を取りまとめ、関係機関へ周知し、	■漁業系廃棄物の処理責任は排出者にあり、現在、漁協等が窓口とな
	ムの確立を推進している。	回収作業の協同化を推進している。	って廃棄物処理業者に委託処理するなどされているが、その量、質、
	漁場環境保全のため、漁業系廃棄物の適正処理について、適宜、指	・H4年度に「香川県漁業系廃棄物処理計画書」(香川県漁業系廃棄物	処理方法等から漁業者個人による処理が困難なものも含まれる。
	導を行っている。	処理計画策定検討会)を策定されているが、具体的な計画実施の推	■漁業者が漁業系廃棄物をどのように処理しているのかを確認し、漁
		進には至っていない。	業系廃棄物処理について適切な指導を行う必要がある。
		・H7年度以降、漁業系廃棄物の海浜等への放置が問題となった際に	■廃棄物を種類に応じて適正に処理するため、漁業団体と市町、関係
		は、漁業協同組合長あて「漁港・漁村環境の保全について」等の文	部署との連携を一層緊密にする必要がある。
		書により指導を行っている。	
		・H17年 11月から、日本舟艇工業会が「FRP 船リサイクルシステム」	
		の運用を開始した。	
	●不法投棄や野外焼却対策の強化		
	・不法投棄されない地域社会の構築		
	県民や事業者に対して、ラジオや広報誌、ホームページ等で不法投	・県民からの通報全体の件数は減少しているが、廃棄物 110 番の受理	■近年、野外焼却に関する問い合わせが増加していることから、原則
	棄防止の呼びかけを行っている。	状況は増加しており、内訳で野外焼却が多くを占めている。	禁止の周知・啓発・指導を行う必要がある。
		苦情処理(野焼き) H27:131 件(30 件)→H30:119 件(29 件)	
		110 番受理(野焼き)H27:8件(4件)→H30:18 件(12 件)	■不法投棄は、発見が遅れると反復継続され規模が拡大するおそれが
		・不法投棄の通報は、減少傾向にあるが、依然として後を絶たない	あることから、早期に発見し対応する必要がある。
		状況である。	
		苦情処理(不法投棄) H27: 42 件 →H30: 34 件	
		110 番受理(不法投棄) H27:4件 →H30:3件	
	・地域でのクリーン作戦への支援【再掲】		
	河川流域の地域全体で、行政・住民が一体となって水環境を保全・	・「香の川創生事業」は、現在、綾川(H16~)、金倉川(H17~)、	■「香の川創生事業」は、H23 年度以降で新たな実施流域がなく、解散
	創出するための活動に取り組む「香の川創生事業」や県が管理する	与田川(H18~)、大東川(H19~)、桜川(H20~)の 5 流域で実施	となった協議会がある。(柞田川は H28.3、高瀬川は H30.3 に解散)
	国道や県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する	しており、流域の一斉清掃等により水環境づくりが進められている。	【再掲】
	「香川さわやかロード事業」などを実施している。【再掲】	【再揭】	■海ごみについては、プラスチック製包装容器や発泡スチロールをは
	エアポートクリーン作戦等の各地で実施されている一斉清掃の実行	・海ごみ発生抑制事業として、10 月第 4 日曜から 15 日間を県内一斉	じめとする生活ごみが大半を占めており、日常生活から出たごみが
	委員会に実行委員として参画している。【再掲】	 海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」実施期間と定め、県内の内陸部	川などを通じて海へ流れ出たものが多いと考えられるため、広く県
		を含む全域で一斉清掃を実施している。【再掲】	民に対して、海ごみの発生抑制に向けた普及啓発に取り組む必要が
		 ・県内で海ごみに関する清掃活動やイベントを実施できるリーダーの	ある。【再掲】
		育成講座や、子供向けの海ごみ講座等を実施している。【再掲】	■構成員の高齢化が進み、活動を廃止する団体が増加しており、引き
		・香川さわやかロード事業については、R元年 11 月末現在で、146 団	続き広報活動を推進することにより、団体数の一層の増加につなが

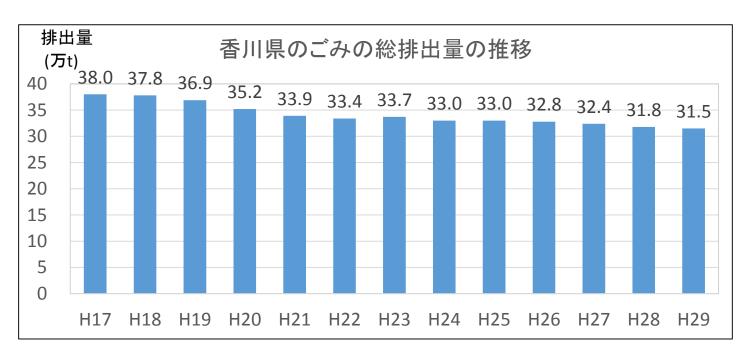
施策の柱	主な取組み	現状	課題
		体(約9,000人、延長約151km)を認定している。【再掲】	るよう取り組む必要がある。【再掲】
	・監視、通報体制の充実		
	不法投棄等を防止するため、市町における監視カメラの増設を推進	・H24 年度から、香川県環境保全公社が市町の監視カメラ設置に対す	
	している。	る補助事業を行っている。	
	県内4地域の環境管理室等の産業廃棄物指導監視機動班により、許	24 年度:高松市、観音寺市、三豊市、まんのう町	
	可業者や排出事業者に対する計画的な立入を実施するとともに、通	25 年度:高松市、綾川町	
	報があった場合には速やかに現場に臨場し、指導を行っている。	26 年度:高松市、小豆島町	
	また、「香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に基づく県警	27 年度:高松市、小豆島町	
	ヘリによる合同パトロールやセスナ機(民間委託)での航空監視を	28 年度:高松市、善通寺市、土庄町、小豆島町	
	行っているほか、夜間や休日のパトロール(民間委託)の実施、県	29 年度:高松市、土庄町	
	民からの通報を受け付ける「廃棄物 110 番」を設置している。	30 年度:高松市、善通寺市	
	・関係機関との連携		
	産業廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定を民間団体(四国電力		
	㈱香川支店、四国電力㈱送配電カンパニー高松支社、(一社)香川		
	県建設業協会、 (一社) 香川県産業廃棄物協会、香川県森林組合連		
	合会、(一社)香川県トラック協会)と締結した。また、瀬戸内海		
	沿岸の自治体等が相互に連携し、情報交換や調査協力等を行う瀬戸		
	内産業廃棄物適正処理推進協議会に参加するなど、近県と情報交換		
	し、不適正処理に迅速に対応している。		
	●豊島廃棄物等処理事業の推進		
	・豊島廃棄物等処理事業の推進	・H12 年に成立した調停条項に従い、H29 年 3 月末に豊島からの廃棄物	■豊島廃棄物等の処理が完了したことに伴い、今後は、国の財政的ラ
	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業を推進している。	等の搬出を完了し、H29年6月に処理を完了した。その後、H30年1	援が受けられるR4年度末までに、地下水浄化や豊島処分地の関連
		月以降に新たに廃棄物が見つかったが、H30年 12月から搬出・処理	施設の撤去等が完了するよう、安全と環境保全を第一に取り組む必
		を順次実施し、R元年7月に全ての処理が完了した。全体の処理量	要がある。
		は約 91 万 3 千トンとなった。	
		・処理に伴い、発生する溶解スラグは、これまで 42 万 7 千トン余を販	
		売し、H16年から土木用材料として公共事業等に有効利用している。	
		・豊島処分地の地下水浄化対策については、これまでの揚水井等によ	
		る浄化に加え、化学処理による浄化に取り組んでいる。	
		・豊島廃棄物等処理事業が周辺環境に及ぼす影響を適切に評価するた	
		め、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの項目について、	
		モニタリング調査を実施している。	

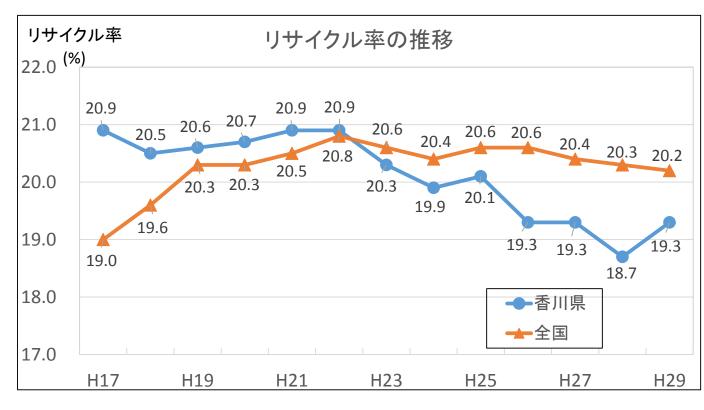
<一般廃棄物>

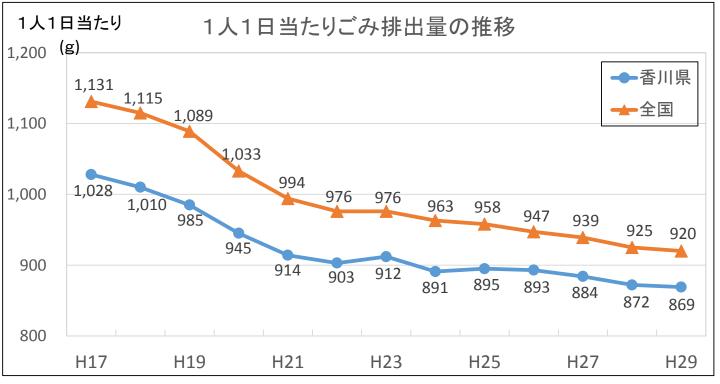
計画目標の達成状況

一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

	指標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	R2 目標	進捗
	一般廃棄物(し尿を 除く)の総排出量	万t	33.0	32.8	32.4	31.8	31.5	29.0	В
一般廃棄	一般廃棄物(し尿を 除く)の1人1日当た りの排出量	æ	895	893	884	872	869	815	В
物	一般廃棄物のリサイ クル率	%	20.1	19.3	19.3	18.7	19.3	24.0	D
	一般廃棄物の最終 処分量	万t	3.6	3.5	3.4	3.2	3.1	3.0	A

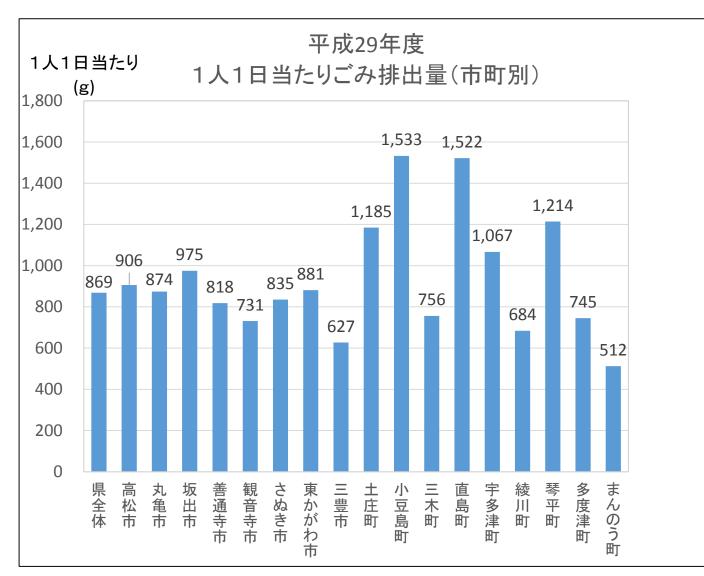


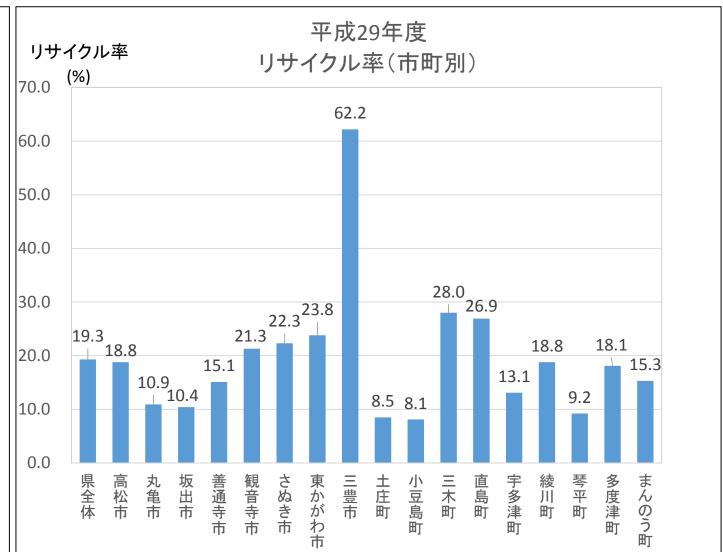




- 一般廃棄物については、市町が処理主体となっている。ごみの総排出量や1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にあるものの、計画目標を達成するためには、一層の排出抑制が必要である。
- 一方、最終処分量については、着実に減少しているおり、目標まで0.1tとなっている。

市町に排出されたごみのリサイクル率は、基準年(25年度)より低下している状況ではあるが、最近ではリサイクル率には計上されていない民間による店頭回収なども資源回収の受け皿になっている。





市町ごとに見てみると、1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率には大きな差が見受けられる。

1人1日当たりのごみ排出量については、多い方から順に小豆島町、直島町、琴平町、土庄町、宇多津町の5町が1kgを超えており、逆にまんのう町は半分程度の500g余りとなっている。

リサイクル率については、三豊市が62.2%と突出して高くなっている。これは、平成29年度から三豊市の民間施設「バイオマス資源化センターみとよ」が本格稼動し、三豊市の可燃ごみが固形燃料の原料等に資源化され、リサイクル率に計上されたことによるものである。

その他の市町では、土庄町、小豆島町、琴平町の3町が10%以下で低く、三木町、直島町、東かがわ市、さぬき市、観音寺市は20%以上と高くなっている。

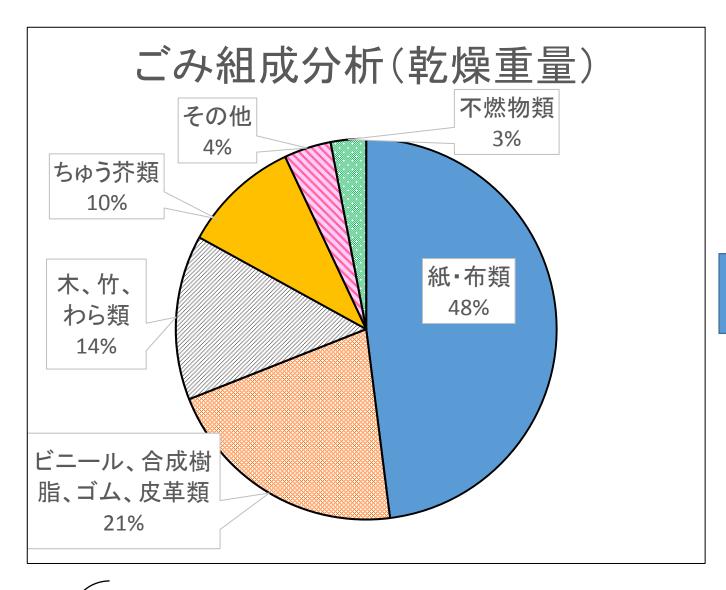
<一般廃棄物、産業廃棄物共通>

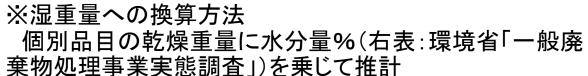
計画目標の達成状況

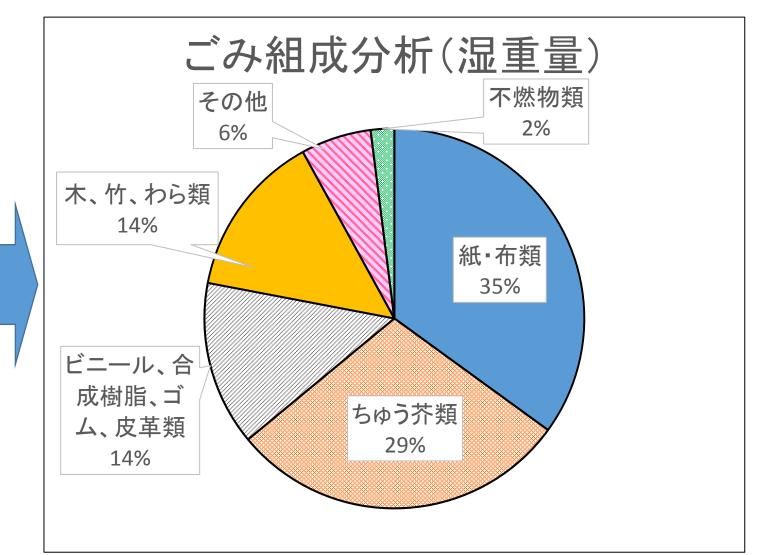
指標	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R2 (目標)
廃棄物不適正処理苦情件数	件	160	131	129	110	119	減少

焼却施設搬入ごみ組成分析結果(平成29年度県実績)

焼却施設に搬入されるごみの組成は、一般廃棄物処理事業実態調査において、乾燥重量で割合が示されているが、これをごみ排出時の状態である湿重量に換算すると、紙・布類が35%と最も多く、次いでちゅう芥類が29%となっている。







品目毎の水分量	品	目	毎	の	水	分	量
---------	---	---	---	---	---	---	---

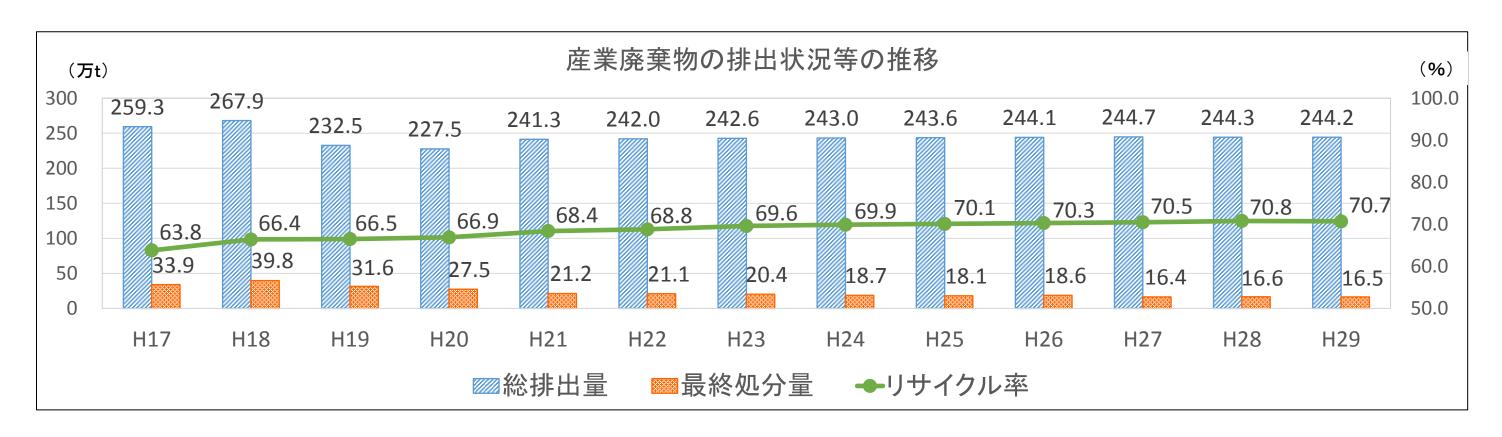
組成	固有水分量(%)
紙•布類	20
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	15
木・竹・わら類	45
ちゅう芥類	75
不燃物等	5
その他	40

く産業廃棄物>

計画目標の達成状況

産業廃棄物減量化・リサイクル状況(処分実績等)調査(香川県)

廃 棄 物	指標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	R2 目標	進捗
	産業廃棄物の総排出量	万t	243.6	244.1	244.7	244.3	244.2	242.0	D
	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.1	70.3	70.5	70.8	70.7	71.5	В
	産業廃棄物の最終処分量	万t	18.1	18.6	16.4	16.6	16.5	17.2	А



産業廃棄物の排出量は、最少となった平成20年度の227.5万tを境に微増傾向に転じ、近年は244万t余りで推移している。リサイクル率については、リサイクル技術の普及等によって、平成17年度の63.8%から平成29年度は70.7%に上昇している。

最終処分量は、再生利用量と密接に関連しており、リサイクル率の上昇等に伴って最終処分量は減少する。リサイクル率が平成17年度の63.8%から平成29年度の70.7%に上昇したことにより、平成17年度に33.9万tあった最終処分量は、平成29年度には16.5万tまで減少している。産業廃棄物のリサイクル率はリサイクル意識や技術の向上によって上昇傾向にあり、平成29年度は70.7%と目標まで0.8ポイントとなっている。それに伴って、最終処分量は減少傾向にあり、平成29年度は16.5万tと目標値である17.2万tを達成している。一方で、景気動向に左右される総排出量は近年は横ばいが続いており、目標は達成できていない。